

特定非営利活動法人 あやべキュレーションズ

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あやべキュレーションズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 京都府綾部市上原町木トラ 1-3 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、京都府綾部市山家駅周辺及び府道一号線沿線地域の活性化を目的とし、観光振興、地域資源の活用、交流人口・関係人口の増加を促進する事業を行い、地域の持続的発展と地域活性化、利益増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 観光振興事業
2. 地域活性化・交流促進事業

3. 特産品・地域資源活用事業
4. 環境整備・景観向上事業
5. 移住・定住・関係人口創出事業
6. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会についての条件は特に定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上～20 人以内
 - (2) 監事 2 人～3 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他理事会において重要であると認め付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会員の種別及びその会費の額に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定足数)

第37条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	戸村 聰里
副理事長	仲久保 政司
〃	野口 久徳
理 事	上田 裕文
〃	片岡 英晃
〃	新庄 祐士
〃	種清 喜之
〃	宮園 尚美
〃	横山 浩三
〃	野口 昌信
〃	藤田 裕一郎
監 事	荒木 敏文
〃	西川 卓男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 1 口 6,000 円
正会員年会費 1 口 3,000 円
 - (2) 賛助会員入会金 1 口 4,000 円 (1 口以上)
賛助会員年会費 1 口 2,000 円 (1 口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 あやべキュレーションズ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	戸村 聰里		無
副理事長	仲久保 政司		無
	野口 久徳		無
理事	横山 浩三		無
	片岡 英晃		無
	種清 喜之		無
	宮園 尚美		無
	新庄 祐士		無
	上田 裕文		無
	野口 昌信		無
	藤田 裕一郎		無
監事	荒木 敏文		無
	西川 卓男		無

(備考)

- 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人あやベキュレーションズ（以下、「当法人」という）は、京都府綾部市東部地域に秘めている魅力発掘及び発信と活性化を活動の目的とする。JR 山陰線山家(やまが)駅から奥上林地区までの府道 1 号線沿線には、綾部市を代表する景観、歴史、文化、食など多くの魅力が存在するが、十分に発掘、発信、活用が出来ておらず、過疎化、少子高齢化、人口減少の先進地となっている。

当法人の活動において、地域の課題や魅力等の情報を収集し、地域に秘めた魅力発掘、その魅力の活用及び情報発信、市内外から関心を集めイベントの企画運営等の活動を行い、地域の課題解決や賑わい創出、交流人口と関係人口の増加を図り、地域の活性化を目指す。

2 申請に至るまでの経過

元々地域活性化のために活動していた有志が連携し、それぞれの目的を実現するため包括的に東部地域の課題解決や活性化を図る新たな団体が必要だと総意に至り、当法人の設立に向け、東部地区の 4 自治会連合会長や事業者を中心とした地元説明会を行なった。説明会終了後には、参加者以外にも地元で活躍し、本事業に賛同いただける有志の方々にも直接参加協力を仰ぎ、法人設立に向けた準備を着々と進めている。

法人発足に向けた準備の会議では、当法人が実施する事業は、公益的理念と市民へ開示された運営が必要であるとの意見や、地元をはじめとする企業や関係諸団体との連携促進、行政からの理解が必要との意見が多く、改めて法人格を取得することの重要性及び組織の結束を確認する機会となった。その結果、上記の目的を達成するために、特定非営利活動法人あやベキュレーションズとして申請するに至った。

令和 8 年 / 月 / 日

特定非営利活動法人 あやベキュレーションズ

設立代表者

住所又は居所

氏 名 戸村 聰里



設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から 2026 年 03 月 31 日まで

特定非営利活動法人 あやべキュレーションズ

1 事業実施の方針

京都府綾部市山家駅周辺及び府道一号線沿線地域の活性化を目的とし、観光振興、地域資源の活用、交流人口・関係人口の増加を促進する事業を行い、地域の持続的発展と地域活性化、利益増進に寄与すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額(概算) (単位:千円)
地域活性化交流 促進事業	① 蚤の市、マルシェ、夜市	① (A) 25.09.14 (B) 山家駅前 (C) 15 人	① (D) 中丹地域 (E) 200 人	① 80 千円
"	① 夜スナック	① (A) 25.12.06 (B) 上原集会所 (C) 10 人	① (D) 中丹地域 (E) 30 人	① 90 千円
観光振興事業	① 無	① 無	① 無	① 無
特產品・地域資源 活用事業	① 無	① 無	① 無	① 無
環境整備・景観向 上事業	① 無	① 無	① 無	① 無
移住・定住・関係 人口創出事業	① 無	① 無	① 無	① 無

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
無			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 8 年度の事業計画書

2026 年 04 月 01 日から 2027 年 03 月 31 日まで

特定非営利活動法人 あやべキュレーションズ

1 事業実施の方針

京都府綾部市山家駅周辺及び府道一号線沿線地域の活性化を目的とし、観光振興、地域資源の活用、交流人口・関係人口の増加を促進する事業を行い、地域の持続的発展と地域活性化、利益増進に寄与すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額(概算) (単位:千円)
地域活性化 交流促進事業	① 蚤の市、マルシェ、夜市	① (A) 26.09 (B)山家駅前 (C) 15 人	① (D)中丹地域 (E)200 人	① 150 千円
地域活性化 交流促進事業	② 駅前農業イベント	② (A) 26.04、26.10	② (D)中丹地域 (E)30 人	② 50 千円
観光振興事業	① 無	① 無	① 無	① 無
特產品・地域資源活用事業	① 無	① 無	① 無	① 無
環境整備・景観向上事業	① 無	① 無	① 無	① 無
移住・定住・関係人口創出事業	① 無	① 無	① 無	① 無

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)

(備考)

- 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人あやべキュレーションズ
(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員入会費	90,000
正会員年会費	45,000
賛助会員入会費	40,000
賛助会員年会費	20,000
	195,000
2 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
地方公共団体補助金	29,000
	29,000
3 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4 事業収益	
駅前活性化事業収益	121,800
川・ピザ体験イベント	31,800
火あそび	90,000
駅前農業事業収益	0
	121,800
5 その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	345,800
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0
保険料	5,000
消耗品費	33,604
賃貸料	1,100
会場費	7,500
備品費	25,860
印刷費	15,582
雑費	48,950
その他経費計	137,596
事業費計	137,596
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0

（2） 人件費計	0	
会議費	10,000	
消耗品費	10,000	
支払利息	0	
印刷費	30,000	
その他経費計	50,000	
管理費計	50,000	
経常費用計		187,596
当期経常増減額		158,204
III 経常外収益		0
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		158,204
IV 経常外費用		0
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		158,204
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		158,204
次期繰越正味財産額		

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP62の様式例を参照）。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人あやベキュレーションズ
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員入会費	0	
正会員年会費	45,000	
賛助会員入会費	40,000	
賛助会員年会費	20,000	105,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
地方公共団体補助金	200,000	200,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
駅前活性化事業収益	150,000	
駅前農業事業収益	50,000	200,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		505,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	0	
保険料	30,000	
消耗品費	15,000	
賃貸料	30,000	
会場費	3,300	
備品費	11,250	
印刷費	30,000	
雑費	30,000	
支払利息	50,000	
その他経費計		199,550
事業費計		199,550
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0

(2) その他経費	0		
会議費	15,000		
消耗品費	30,000		
支払利息	0		
印刷費	50,000		
その他経費計	95,000	95,000	
管理費計		95,000	
経常費用計		294,550	
当期経常増減額		210,450	
III 経常外収益			0
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用	0		0
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額		210,450	
前期繰越正味財産額		158,204	
次期繰越正味財産額		368,654	

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP62の様式例を参照）。